

神奈川県森林土木事業設計要領（林道編）
第2編 設計編 新旧対照表

新

旧



神奈川県
環境農政局緑政部森林再生課



神奈川県
環境農政局緑政部森林再生課

神奈川県森林土木事業設計要領(林道編)
第2編 設計編

神奈川県森林土木事業設計要領(林道編)
第2編 設計編

令和5年7月

令和3年 10月

神奈川県森林土木事業設計要領（林道編）
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章</p> <p>第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 盛土工</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 残土処理工</p> <p>(1) 残土処理場所の選定</p> <p><u>残土処理場は林道施設ではないことから、令和5年5月26日施行の「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）（以下、盛土規制法とする。）の適用除外とならないため、やむを得ず設置する場合は、盛土規制法に規定する技術的基準に準拠すること。</u>切取土を盛土等に流用した残土は残土処理場に運搬処理することを原則とし、残土処理場は次の要件を満足する箇所を選定するものとする。</p> <p>なお、残土処理地は指定することとし、自由運搬処理は不可とする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 排水施設工</p> <p>1（略）</p> <p>2 排水断面の算定</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 安全率</p> <p>周辺の既往実績、集水区域の将来変動及び経済性を考慮し、またマンニング式による流量÷ラショナル式による設計流量（流水量）＝安全率が、以下の基準に適合するよう排水断面を決定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開渠は、1.2以上 ・<u>暗渠において、</u>流木除け工、土砂止工等の施設を設ける場合は、2.0～3.0とする。 ・<u>暗渠において、</u>流木除け工、土砂止工等の施設を設けない場合は、3.00とする。 <p>(5)（略）</p> <p>3 表面排水</p> <p>1) 側 溝</p> <p>ア. 林道の側溝は洗掘及び土砂の堆積の恐れのない場合は素掘を標準とする。</p> <p>イ. ア. 以外の箇所では、<u>路面に舗装又は路面処理を行う区間において、</u>鉄筋コンクリートL型 300（JIS A 5306）を標準とする。<u>路面処理を行う区間については、路肩まで交通荷重に耐えうる構造とし、側溝施設の縁が浸食される恐れがない場合には、適用することができる。</u></p>	<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章</p> <p>第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 盛土工</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 残土処理工</p> <p>(1) 残土処理場所の選定</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">切取土を盛土等に流用した残土は残土処理場に運搬処理することを原則とし、残土処理場は次の要件を満足する箇所を選定するものとする。</p> <p>なお、残土処理地は指定することとし、自由運搬処理は不可とする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 排水施設工</p> <p>1（略）</p> <p>2 排水断面の算定</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 安全率</p> <p>周辺の既往実績、集水区域の将来変動及び経済性を考慮し、またマンニング式による流量÷ラショナル式による設計流量（流水量）＝安全率が、以下の基準に適合するよう排水断面を決定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝、横断排水溝は、1.2以上 ・(新設) 流木除け工、土砂止工等の施設を設ける場合は、2.0～3.0とする。 ・(新設) 流木除け工、土砂止工等の施設を設けない場合は、3.00とする。 <p>(5)（略）</p> <p>3 表面排水</p> <p>1) 側 溝</p> <p>ア. 林道の側溝は洗掘及び土砂の堆積の恐れのない場合は素掘を標準とする。</p> <p>イ. ア. 以外の箇所では、<u>は、</u>鉄筋コンクリートL型 300（JIS A 5306）を標準とする (新設)</p>

神奈川県森林土木事業設計要領（林道編）
第2編 設計編 新旧対照表

新	旧
<p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 路盤材</p> <p>原則として敷砂利、不陸整正 <u>(削除)</u> は再生クラッシュラン、<u>下層路盤は、切土等で発生した岩砕、礫、砂等の活用を図るものとするが、適材が得られない場合は再生クラッシュラン、</u>上層路盤は、再生粒度調整碎石を標準とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 防護施設工</p> <p>防護施設は林道を走行する車両の安全と円滑な通行を確保するための施設であり、以下の<u>基準により設計するものとする。</u></p> <p>1 落石防護柵</p> <p>(1)～(2) <u>(削除)</u></p> <p>2 落石防止柵</p> <p>(1)～(2) <u>(削除)</u></p> <p>3 交通安全施設工</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>(削除)</u></p>	<p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第7節</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 路盤材</p> <p>原則として敷砂利、不陸整正、<u>下層路盤は再生クラッシュラン、</u><u>(新設)</u><u>上層路盤は、再生粒度調整碎石を標準とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 防護施設工</p> <p>防護施設は林道を走行する車両の安全と円滑な通行を確保するための施設であり、以下の<u>ようなものがある。</u></p> <p>1 落石防護柵</p> <p>(1)～(2)</p> <p>2 落石防止柵</p> <p>(1)～(2)</p> <p>3 交通安全施設工</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ</p>